

## 千葉県自然環境保育活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、千葉県のこどもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりの推進を図るため、第2条に規定する者が行う自然環境保育に係る経費の一部について、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、「千葉県自然環境保育認証制度実施要綱（令和5年4月1日施行）」（以下「実施要綱」という。）第8条第1項の規定により認証を受けている者（以下「認証団体等」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者（団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (対象経費及び補助額の算定)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとし、対象経費の支出額と基準額を比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育活動費補助金交付申請書（別記第1号様式）に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 三 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等（以下「財産」という。）については、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 四 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 五 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 六 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、関係証拠書類とともに、これを事業終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかななければならない。
- 七 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第2号様式）を知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

八 実施要綱第13条の規定による認証の辞退又は第14条の規定による認証の取消しがされた場合には、補助金の交付決定の全部を取消すものとする。

九 偽りその他不正の手段により規則第12条による実績報告を行った場合には、補助金の交付の決定の全部を取り消すことがある。

(事業の中止又は廃止の承認)

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、千葉県自然環境保育事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育活動費補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業に係る年度の終了の日から起算して10日を経過した日までに、千葉県自然環境保育活動費補助金実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県自然環境保育活動費補助金交付請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第10条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象経費	認証区分 及び 基準額	補助 率
<p>補助金その他の収入及び保護者が負担する経費を除く自然環境保育の認証日以降に要した次に掲げる活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報償費</li> <li>(2) 旅費（外部フィールドへの移動費、研修等に係る交通費等）</li> <li>(3) 需用費（消耗品費、備品購入費、印刷製本費等）</li> <li>(4) 役務費（通信運搬費、保険料等）</li> <li>(5) 委託料</li> <li>(6) 使用料及び賃借料（外部フィールド賃借料、車両借上げ料等）</li> <li>(7) 負担金、補助及び交付金（※研修参加費等）</li> </ul> <p>※自然環境保育の知識、技術又は幼児の安全確保（リスクマネジメント、救急法等）の向上を図ることを目的として開催される研修会又は講習会の参加費。なお、令和5年4月1日以降に受講した安全確保に関する講習を含む。</p>	<p>重点型： 400 千円／ 年</p> <hr/> <p>普及型： 200 千円／ 年</p>	1/2

別記

第1号様式（第4条）

千葉県自然環境保育活動費補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年度千葉県自然環境保育活動費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 認証団体等の名称 \_\_\_\_\_

2 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支予算書
- (3) 積算内容を示す書類（見積書、カタログ等）
- (4) 誓約書（別紙2）
- (5) 役員等名簿（別紙3）
- (6) その他参考となる資料

所属名： 担当者名： 連絡先 電話番号： メールアドレス：
---



## 2 県補助金所要額調書

(単位：円)

①支出予定額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	円	円

- ※ ①支出予定額には、1 経費 における支出予定額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、400,000（重点型）又は 200,000（普及型）と記載すること。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額には、③県補助基本額に補助率（1／2）を乗じた額を記載すること。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

印

団体等の名称

補助を受けようとする事業を行う者（団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合  
にあつてはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）  
が千葉県自然環境保育活動費補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来におい  
も当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が  
千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこ  
と又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※ 申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。



役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人 (団体) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

名称、代表者職氏名

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等 (児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。) を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第2号様式（第5条）

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号により交付決定のあった千葉県自然環境保育活動費補助金について、千葉県自然環境保育活動費補助金交付要綱第5条第1項第7号の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 認証団体等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 千葉県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額又は事業実績報告額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
仕入控除税額の積算内訳、（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

第3号様式（第6条）

千葉県自然環境保育事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった  
年度千葉県自然環境保育事業を次のとおり中止（廃止）したいので、千葉県自然環境保  
育活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおりを申請します。

1 団体等の名称 \_\_\_\_\_

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の内容

第4号様式（第7条）

千葉県自然環境保育活動費補助金変更交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった  
年度千葉県自然環境保育活動費補助金を変更したいので、千葉県自然環境保育活動費補助  
金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 団体等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 変更交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 当初交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 差引増減額 金 \_\_\_\_\_ 円 (増・減)
- 5 変更理由
- 6 添付書類
  - (1) 変更事業計画書 (別紙)
  - (2) 事業収支予算書
  - (3) 積算内容を示す書類 (見積書、カタログ等)
  - (4) その他参考となる資料



## 2 県補助金所要額調書

(単位：円)

①支出予定額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	円	円

- ※ ①支出予定額には、1 経費 における支出予定額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、400,000（重点型）又は 200,000（普及型）と記載すること。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額には、③県補助基本額に補助率（1／2）を乗じた額を記載すること。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5号様式（第8条）

千葉県自然環境保育活動費補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子指令第 号で補助金交付の決定のあった  
年度千葉県自然環境保育事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、次  
のとおりその実績を報告します。

1 団体等の名称 \_\_\_\_\_

2 精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙）
- (2) 事業収支決算書
- (3) 支出証拠書類（納品書、領収書、計画書等）
- (4) 購入した備品等の写真
- (5) その他参考となる資料





## 2 県補助金精算書

(単位：円)

①実支出額	②県補助基準額	③県補助基本額	④県補助所要額
円	円	円	円

⑤交付決定額	⑥精算額
円	円

- ※ ①実支出額には、1 経費 における実支出額の総額を記載すること。
- ※ ②県補助基準額には、400,000（重点型）又は200,000（普及型）と記載すること。
- ※ ③県補助基本額には、①、②いずれかの低い金額を記載すること。
- ※ ④県補助所要額には、③県補助基本額に補助率（1／2）を乗じた額を記載すること。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ※ ⑤交付決定額には、交付決定通知書に記載の交付決定額を記載すること。
- ※ ⑥精算額には、④、⑤いずれかの低い金額を記載すること。

第6号様式（第9条）

千葉県自然環境保育活動費補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県子達第 号で額の確定のあった 年度千葉県  
自然環境保育活動費補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり  
請求します。

- 1 団体等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 振込先

振込金融機関名	預金種別・番号	名義人の名称
銀行 支店	預金 No.	

所属名：  
担当者名：  
連絡先  
電話番号：  
メールアドレス：